### 独立行政法人水資源機構 分任契約職 筑後川上流総合管理所長 仲道 貴士 (公印省略)

### 見積依頼書

1 件 名 レンタカー調達(軽自動車)

2 保 管 場 所 福岡県朝倉市江川1660-67 独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所

4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件

別添仕様書の業務が実施可能であること。

#### 3 見積書等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
- 3) 提出期限 令和6年5月22日 10:00 まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所

TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133

- 5)担 当 者 総務課 見上
- 6)質 問 書 令 和 6 年 5 月 16 日 12:00 まで

提出期限 ※質問書の回答については、翌日12:00までにホームページ上に掲載します。

7) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和6年5月22日14:00までとします。

- 8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載 して下さい。
  - ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
  - ③見積書には、1回目と2回目それぞれの価格がわかるように記載して下さい。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
  - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
  - 4) 見積合わせに参加を希望する者は、見積参加希望届(別紙)をFAXにて送信下さい。

## レンタカー調達(軽自動車) 仕様書

当仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所(以下「発注者」とする。)による「レンタカー調達(軽自動車)」に適用する。

令和6年9月30日(月)19時00分まで

2. 車両の仕様 軽自動車 (AT 車) 1台 (4人乗り)

(想定車種:ムーブ、アルト等の外、バンも可)

3. 車両の保管場所 福岡県朝倉市江川1660-67

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所

4. 車両受渡場所 受渡、返還は、朝倉市、うきは市、小郡市、朝倉郡筑前町または三井郡大刀洗町に存する受注者の営業所とする。

ごとの料金とする。

支払いについては、履行完了後の月払い又は、一括払いとする。

6. 燃料の取扱 受注者は燃料を満タンの状態で配車し、発注者は燃料を満タンの状態

で返還するものとする。

7. その他 本仕様書に明記されていない事項または仕様書に疑義が生じた場合は、

速やかに担当職員に連絡することとする。

以上

# 見 積 参 加 希 望 届

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が発注する案件について、見積合わせに参加したいので、「オープンカウンター試行実施説明書」に承諾し、見積参加希望届を提出します。

発注件名	
^ +i +	
会 社 名	
担当者名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
くじ用数値	※ 同価格の最低価格が複数 あった場合に必要となりますの で、任意の数字3文字を記載し て下さい。
	独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 総務課 見上
宛   先	電話番号 0946-25-0113 (代表)
	ファクス番号 0946-25-0133

### くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」とい う。) が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用 順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

### 2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく 「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場 合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見 積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。こ の場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下 記のように記載してください。



※数字は、明確に記載してください。

### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していた だいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」 例)
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

### 4. 具体的な決定方法について

・同価格者が2者の場合 例)



例) ・同価格者が3者の場合

